

飼い主は愛情と責任をもつて

ペットの飼い方



家族としてかわいがってね

ペットも家族の一員です。愛情をもって終生飼うためにも、次の点に注意して責任をもって飼いましょう。

- ペットを飼おうとする前に、終生飼養できるか家族でよく話し合おう
- ペットの世話をよくし、鳴き声などで近所に迷惑を掛けないようにする
- 犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となるので、

絶対にしない

- 犬の散歩は引き綱をつけて、犬の動きを制御できる人が行う。また、犬の排せつ物は、飼い主が責任をもって始末する。
- 猫についても他人の敷地で排せつすることのないよう十分注意する
- ペットを捨てたり虐待したりしてはいけません。やむを得ない理由により、どうしても飼えなくなった犬・猫については、動物愛護センターに引き取ってもらう方法もあります。
- 毎週火曜日の午後3時から3時10分までの10分間、閉庁日は除く、同センターの巡回車が印旛保健所成田支所に来て引き取りを行っていきます。
- 犬を飼う場合は登録(生涯1度)と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。また、転入や譲渡などで市外に登録が

ある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしてください

相談・手続きなどの窓口

- ・犬の登録に関する手続き：環境衛生課 ☎20 1531
- ・咬傷事故などの届け出：印旛保健所成田支所 ☎26 7231
- ・犬、猫の引き取り：県動物愛護センター ☎93 5711
- ・ペットに関する各種相談：(財)千葉県動物保護管理協会 ☎043 214 7814

2月の表参道

交通規制にご注意を

期日：2月5日(日)・11日(土)・祝日・12日(日)・19日(日)・26日(日)

区間と時間：JR成田駅～薬師堂：午前11時～午後2時、薬師堂～成田山門前：午前11時～午後4時

当日は定期路線バスを含めて車両通行止めとなります。くわしくは成田警察署 ☎27 0110へ。



ペットボトルは各地域リサイクル団体およびペットボトル店頭回収協力店へ。くわしくはクリーン推進課 ☎20 1530へ。

ペットボトルの回収にご協力を

選挙啓発書き初め展

中央公民館と市役所で開催

市内の小・中学生から3,624点の作品が寄せられた。ことしの選挙啓発書き初め展の作品の中から、推薦30点、特選70点が選ばれました。これらの作品を次の日程で展示します。

中央公民館ロビー：2月4日(土)～12月(日)



力作をご覧ください

市役所ロビー：2月14日(火)～24日(金)

くわしくは選挙管理委員会 ☎22 1111 内線3152へ。

電話予約で土・日曜日に受け取れます

市では、平日市役所に来られない人のために、電話予約により、住民票や納税証明書などの諸証明書類を土・日曜日に交付しています。

【予約方法】

電話で担当課に交付の予約をしてください。必要な人の住所・氏名・受け取りの場所・時間などを伺います。

受付日時：月～金曜日祝日、年末年始は除く（午前8時30分～午後5時）
金曜日は午後3時まで。
金曜日と木曜日などが祝日のときは、祝日の前日の午後3時

時まで

【交付方法】

交付の際、本人確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証などをお持ちください。

交付日時：土・日曜日祝日、年末年始は除く（午前8時30分～午後5時）

交付場所：市役所地下1階守衛室、中央公民館

【交付できる書類】

市民課（☎20 1525）
住民票、住所証明
納税課（☎20 1513）
所得証明、非課税証明、所得等証明（児童手当用・扶養手当用・奨学生用）、法人住所証明



資産税課（☎20 1514）
評価証明、公課証明、資産証明、記載事項証明

くわしくは各担当課へ。

郵便局で申請できます

市内の郵便局から住民票と戸籍の謄本・抄本の申請ができます。「成田メール」という制度で、請求できるものは次のとおりです。

請求できるもの	住民票	戸籍謄本・抄本
請求できる人	本人か本人と同一世帯の人	本人か本人と同一戸籍の人
手数料（1通）	300円	450円

* 印鑑証明や除籍謄本などは請求できません。また土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日についてはご利用できません。

手続きの方法
印鑑を持って市内の郵便局へ郵便局に置いてある「成田メール」専用の申請書と住信用・返信用の封筒に必要事項を記入して切手を張ってください。

市役所の市民課窓口

くわしくは市民課 ☎20 1525へ。

手数料として郵便局の定額小為替を必要な金額分だけ買い、同封して投かん（住民票1通300円、戸籍謄本・抄本1通450円）
申請のあった書類を市民課で作成し、同封の返信用封筒で自宅へ返送。通常、3～4日で届きます。

毎週火曜日は午後7時まで受け付け

毎週火曜日祝日、年末年始は除くは、市民課窓口の受付時間を午後7時まで延長（試行）しています。ただし、取り扱う業務は次のとおりですので、内容を確認のうえご利用ください。

延長時間に取り扱う業務

住民票、軽自動車用住所証明、年金受給者現況届証明書、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、身分証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、戸籍記載事項証明書、外国人登録原票記載事項証明書
なお、印鑑登録の申請、転入・転出・転居などの住民票動届は取

2月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
2月13日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台・ウルシ台)地区	午後10時 }
2月14日(火)	並木町(沢山・日本松)地区	
2月15日(水)	飯田町、不動ヶ岡地区	午前4時

くわしくは市水道部工務課 ☎22-0269へ。

り扱いませんのでご注意ください。また、赤坂・遠山両分室では延長業務を行っていませんのでご注意ください。

くわしくは市民課 ☎20 1525へ。

成田市消防出初式

40m級はしご車の
訓練などを披露

ことしの消防出初式は、式典のほか、40m級はしご車を使用した訓練、消防音楽隊と成田高付属小学校ダンス部による演技や会場に展示した消防車への体験乗車などを行います。
見学は自由ですので、ぜひご覧



高層火災に備えて

成田パートサテライト
が業務終了(廃止)

平成18年2月28日火で
商工会館1階の「成田パート
サテライト」は、業務終了
となります。

3月以降のパートタイマー
の職業相談は、成田公共職
業安定所(ハローワーク成田)
で行われます。

くわしくは成田公共職業安定
所(ハローワーク成田・☎27-
8609)へ。

ください。

なお、当日はサイレンを鳴らし
ますので、火災と間違わないよう
にご注意ください。

日時=2月5日(日)午前9時30
分から

会場=大谷津運動公園多目的広
場雨天の場合は国際文化会館で
式典のみ実施)

くわしくは消防本部総務課☎
201590)へ。

2月は省エネルギー月間

電気を上手に使用して
省エネにご協力を

便利で
つつい
使い過ぎ
てしまっ
電気、暖
房用をは
じめとし
てエネル
ギー消費
が増大す
る冬季に
は、次の点に心掛けて省エネルギー
に協力をお願いします。
○冬の室温の設定は20度を目安に、
冷蔵庫内の温度設定は弱めにし
ましょう
○見えないテレビや不要な照明
は、こまめに切りましょう
○常時通電が不要な電気製品は、
寝るときや外出するときになど、
こまめにプラグを抜きましょ

くわしくは(財)関東電気保安協
会千葉事業本部佐倉事業所☎
0434861448)へ。

家屋の異動

新築・増築などは
資産税課へ連絡ください

家屋の新増築・建て替え・取り
壊し、名義の変更などがありまし
たら、資産税課へご連絡ください。

なお、固定資産税は、毎年1月
1日現在における土地・家屋・償
却資産の所有者に、都市計画税は、
市街化区域内の土地・家屋の所有
者に課税されます。

くわしくは資産税課☎20
514)へ。 1

募 集

市役所食堂・喫茶運営事業者

市役所では、議会棟地下1階の食堂・喫茶の運営
事業者を募集しています。

対象=市内業者(市内に本店を有するもの)

業務内容=食堂・喫茶の運営

選考方法=書類審査、面接

申し込み=2月10日(金)までに関係書類を添えて人事課(市役所3階)へ

くわしくは人事課(☎20-1505)へ。



成田国際文化会館食堂・喫茶運営事業者

国際文化会館では、食堂・喫茶の運営事業者を募集しています。

対象=市内業者(市内に本店を有するもの)

業務内容=食堂・喫茶の運営

選考方法=書類審査、面接

申し込み=2月10日(金)までに関係書類を添えて生涯学習課(市役所5階)へ

くわしくは生涯学習課(☎20-1583)へ。

心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？



毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいかがですか。

相 談 日				
相 談 名	期 日	時 間	場 所	問 い 合 わ せ 先
市民相談 行政に関すること)	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談 予約制・市内在住の人) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	28日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	21日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	21日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	9日(木)・23日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	18日(土)	13:00～16:00	イオン成田SC	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
税務支援センター (予約制)	8日(水)・22日(水)	10:00～15:00	県税理士会成田支部 (飯田町157-4)	県税理士会成田支部 ☎28-0931
司法書士法律相談	15日(水)	18:00～20:30	中央公民館	県司法書士会佐倉支部 石井滋さん☎20-1810
女性就業 内職 相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
パートタイマー職業相談	月～金曜日 (28日で終了します)	8:30～17:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	7日(火)	10:00～15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	2日(木)・16日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	27日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	7日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00～16:00	成田市教育センター	教育センター☎20-2922
教育相談 不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	成田市ふれあいのーむ21	教育相談室☎20-1414